

社会資本整備審議会河川分科会（第32回）

2008年2月19日（火）

【事務局】 定刻を過ぎておりますので、始めさせていただきたいと思います。

ただいまより第32回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私、事務局を務めます河川局総務課長の 〇〇〇 でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、本会の後、2時過ぎからをめぐりに第33回の河川分科会の開催も予定しておりますので、よろしくお願いたします。

まず、本会の議題であります湧別川、尻別川水系、小瀬川水系及び小丸川水系に係る河川整備基本方針の策定についてを調査審議するため、臨時委員として、湧別川、尻別川水系に関しましては北海道知事、小瀬川水系に関しては広島県知事、山口県知事、小丸川水系に関しては宮崎県知事にご出席をお願いし、本日はそれぞれ代理の方に出席していただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、前回の河川分科会開催以降、事務局に人事異動がございましたので、ご紹介いたします。 〇〇〇 河川局長でございます。

【事務局】 〇〇〇 でございます。よろしくお願いたします。

【事務局】 続きまして、お手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。まず、議事次第、名簿、配席図に続きまして、資料目次がございます。まず資料1といたしまして、各水系ごとの河川整備基本方針（案）の概要というものが4ページついておると思います。続きまして、資料2といたしまして、小委員会からの報告を取りまとめたものが資料2でございます。続きまして、資料3、3-1から3-4まで4つの水系の河川整備基本方針（案）をつけてございます。それから、資料4-1から4-4まで、それぞれの工事实施基本計画と河川整備基本方針（案）の対照表をつけてございます。

以上の資料につきまして、不備ございましたら、事務局のほうへご連絡をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、河川局長よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 〇〇〇 でございます。1月17日付で河川局長を命ぜられました。よろしくお願いたします。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。きょうは32回の河川分科会と、引き続いて33回の河川分科会、連続でお願いしておりますが、32回の河川分科会におきましては、湧別川、尻別川、小瀬川、小丸川の河川整備基本方針の策定についてご審議いただきまして、引き続いて33回の河川分科会では、菊池川、久慈川及び仁淀川水系の3水系の河川整備基本方針につきましてご審議いただく予定でございます。

現在、河川整備基本方針の策定状況でございますけれども、一級水系109のうち85水系が策定済みでございます。今回32回の分科会で4水系、33回の分科会で3水系のご審議をお願いするわけでございますけれども、どうぞ十分にご審議のほどよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、分科会長、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様方には、ご多用中のところご出席いただきまして、ほんとうにありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

本日の最初の議題は、湧別川水系、尻別川水系、小瀬川水系及び小丸川水系に係る河川整備基本方針の策定についてでございます。本件は、先般、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、同会長から、河川分科会会長に付託されたものであります。これを受け、河川分科会として、効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断し、河川分科会運営規則に基づき、同分科会に設置した河川整備基本方針検討小委員会でご審議をいただきました。小委員会での審議の経過及び結果につきまして、委員長よりご報告をお願いいたします。

【委員】 です。よろしくお願いいたします。湧別川水系、尻別川水系、小瀬川水系、小丸川水系の各河川整備基本方針の審議結果について、ご報告いたします。

湧別川水系は10月30日、11月29日、尻別川水系及び小丸川水系は11月26日、12月14日の2回委員会を開催し、小瀬川水系は11月26日、12月14日、1月11日の3回委員会を開催しました。

小委員会には、各河川に詳しい河川工学の専門家、地元の県知事及び地元の有識者の方も加わり、地元事情を踏まえた活発な意見交換が交わされ、各河川の整備の基本方針につ

いて議論していただきました。メンバー表は、資料2の小委員会報告の5ページにありますので、ご参照ください。

各水系の河川整備基本方針の概要と審議において指摘された主な委員意見と、それらへの対応についてご紹介いたします。

最初に、湧別川水系であります。河川整備基本方針の概要についてであります。資料1の各水系河川整備基本方針(案)の概要の1ページをごらんください。

湧別川水系は北海道の北東部に位置しており、流域面積は1,480平方キロメートル、幹線流路延長87キロメートル、想定氾濫区域内人口約2万人の一級水系です。流域内では、道内産木材を使用したピアノの響板、タマネギ、ホタテ等の生産、養殖が盛んです。また、年間降水量が約800ミリであり、全国でも最も雨の少ない地域の1つです。

最初に、災害の発生の防止又は軽減についてご説明します。基本高水のピーク流量は、流量データによる確率からの検討、雨量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討、100分の1確率規模モデルの降雨波形による検討等によって総合的に検討し、基本方針においても、既定計画と同様に、基準地点開盛で1,800トン/sと設定しました。洪水調節施設と河道への流量配分は、河道のみで1,800トン/sを分担することとしています。堤防の新設、拡築、河道掘削により流下能力の向上を図るとともに、水衝部の護岸等を整備することとしています。

次に、河川環境の整備と保全についてです。上流部では、自然環境や瀬・淵の連続する環境の保全に努めることとしています。中流部では、連続した魚類の遡上環境や生息環境、産卵床の保全に努めることとしています。下流部では、水辺とその周辺の河畔林、河口付近の緩やかな流れ、砂丘植生などの保全に努めることにしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持についてです。広域のかつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努めることとし、開盛地点における流水の正常な機能を維持するための流量は、年間を通じておおよそ6トン/sとし、もって流水の適正な管理、円滑な水利利用、河川環境の保全等に資するものとしています。

審議の報告でご紹介いたします。資料2、これの小委員会報告の1ページをごらんください。

河道計画についてです。河床の経年変化のうち、護岸工事に関係する変動には、護岸の施工に伴う自然河岸の掘削分など河道管理の上で問題がないものも含まれているのではな

いかとの質問がありました。これについては、護岸工事に関連する河床変動としては、低水護岸等の設置により流路が固定化し、流れが集中して河床が低下したものと、護岸や水制等の施工に伴う自然河岸の掘削分を河床変動として集計しているものがあり、特に留意が必要なのは前者の低水護岸等の設置により流路が固定化し、流れが集中して河床が低下したものであります。このような区間については、今後の河床変動が堤防等の安定性に影響を及ぼす恐れがあることから、引き続きモニタリングを行い、必要に応じて対応を行っていく旨の説明が事務局よりありました。

以上が湧別川水系の説明であります。

続きまして、尻別川水系です。資料1の各水系河川整備基本方針(案)の概要の2ページをごらんください。

流域及び河川の概要についてです。尻別川水系は北海道の西部に位置しており、流域面積は1,640平方キロメートル、幹川流路延長126キロメートル、想定氾濫区域内人口約6,400人の一級水系であります。馬鈴薯や良質で名高い「らんこし米」などの農業地帯として発展し、近年はカヌーやラフティング、釣りなど、豊かな自然とすぐれた景観を利用した観光産業が盛んです。水質が良好で、平成11年から14年、16年から18年に水質ランキング全国1位となりました。

災害の発生の防止又は軽減についてです。基本高水のピーク流量は、流量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討等により総合的に検討し、基本方針においても既定計画と同様、基準地点名駒において3,300トン/sと設定しました。洪水調節施設と河道への流量配分は、河道で3,000/s、洪水調節施設で300トン/sとしています。堤防の新設、拡築、河道掘削等により流下能力の向上を図ることとし、河道掘削に当たってはアユなどの産卵床、魚類や底生動物の生息環境に配慮することとしています。

続きまして、河川環境の整備と保全についてです。尻別川を特徴づける自然環境である羊蹄山等を背景としたすぐれた河川環境の保全、アユ、カワヤツメ、サケ、サクラマス等をはじめとする魚介類の生息、繁殖環境の保全に止めることとしています。平成11年から14年、16年から18年に水質ランキング日本一となっており、引き続き関係機関との連携・調整し、地域住民との連携を図りながら、良好な水質の保全に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持についてです。広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量を確保することとし、名駒

地点における流水の正常な機能を維持するための流量は、年間を通じておおむね 2 1 トン / s、もって流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとしています。

審議報告について報告いたします。資料 2 の小委員会報告の 2 ページをごらんください。

河道計画についてです。河口付近における現況流下能力の検討に当たり、洪水後の河床高から計算した水面形が示されましたが、河口付近の洪水時の河床は相当程度洗掘されていると考えられ、実際の水面形と計算結果とは異なるのではないかとこの質問がありました。これについては、過去に経験した洪水痕跡をもとに、洪水痕跡というのは、洪水の流れた後、堤防等についている痕跡であります。洪水痕跡をもとに、洪水ピーク時の河床高を推定した結果、洪水ピーク時には洪水後に比べさらに 1 メートル程度の河床低下が起こっていたと推定されました。これは推定であり、洪水時の観測データが十分でないことから、実態把握のためのモニタリングを継続し、必要に応じて河道計画や河道の管理に反映させていく旨の説明が事務局よりありました。

水質についての議論です。水質が良好と言われている尻別川水系にあって、過去に支川の水質観測地点において B O D 値が高い年があるが、その要因は何か質問がありました。これについては、観測地点上流に工業用水の取水があるが、汚水については排水基準を満足する処理がなされており、この排水や河川流況との因果関係は不明であるが、経年的に水質基準は満足しており、今後も関係機関等と連携しながらモニタリングを継続し、良好な水質の保全に努める旨の説明が事務局よりありました。

次に、小瀬川水系であります。資料 1 の各水系河川整備基本方針（案）の概要の 3 ページをごらんください。

流域及び河川の概要について。小瀬川は広島県と山口県の県境に位置する河川で、流域面積は 3 4 0 平方キロメートル、幹川流路延長 5 9 キロメートル、想定氾濫区域内人口約 2 万 5 , 0 0 0 人の一級水系です。流域の約 9 6 % を山地等が占め、流域内の人口・資産のほとんどが埋立・干拓地である河口部に集積し、河口部は「大竹・岩国石油化学コンビナート」が発展し、瀬戸内海工業地帯の一部を形成しています。このコンビナート誘致に当たり、両県の水利権の調整が難航し、昭和 3 3 年、建設大臣が裁定した経緯のある河川です。

災害の発生防止又は軽減についてです。基本高水のピーク流量は、工事実施基本計画策定後に計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、

雨量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討、100分の1確率規模モデル降雨波形による検討等により総合的に検討し、基本方針においても既定計画と同様に基準地点両国橋地点において3,400トン/秒と設定しました。洪水調節施設と河道への流量配分は、河道で1,000トン/秒、洪水調節施設で2,400/秒としています。基本高水流量と計画降水流量の差分については、既設の洪水調節施設により対応することとしています。小瀬川の豊かな自然環境に配慮しながら堤防の新設や質的強化、河道掘削、護岸整備等を実施するほか、老朽化した堤防の改築や耐震対策等にあわせて、高さや断面が不足している箇所の高潮堤防の整備を実施することとしています。

河川環境の整備と保全についてです。小瀬川と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、人々にうるおいとやすらぎを感じさせる、豊かな自然と緑が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れの保全を図ることとしています。アユの産卵場である早瀬、オヤニラミが好む水際植生、キシツツジなどが生育・繁殖する河岸の露岩値、ゴクラクハゼなどが生息する河口干潟等、動植物の良好な自然環境の保全に努めることとしています。

河川の適正な利用及び正常な機能の維持についてです。広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携し必要な流量の確保に努めることとし、防鹿地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、通年おおむね7トン/秒とし、もって流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとしています。

審議報告についてです。資料2の小委員会報告の3ページをごらんください。

河川環境についての議論です。近年、小瀬川流域は多くの観光客とごみの不法投棄がふえているのではないかとこの質問がありました。これについては、河川・ダム管理のための回収しているごみの量は横ばいであるものの、回収物には家庭ごみ、レジャーごみ、家電製品の不法投棄などが見られることから、ごみの不法投棄に対しては関係機関と調整し、住民と一体となって啓発や状況把握等に取り組み、適正化を図る旨の説明が事務局よりあり、本文に記載することとしました。

具体的には、資料4-3、対比表の11ページの右側、下から9行目、「ゴミの不法投棄については、関係機関と調整し、地域住民と一体となった取り組みを行い、適正化を図る」と記載しました。

河道計画についてです。計画高水流量流下時に河口部の土砂堆積がどのように流下に影響を及ぼすのか検討すべきとの意見がありました。これについては、河口部の河床は海域方向に徐々に伸びているものの弥栄ダムの完成等により安定化の傾向にあります。河床変

動計算結果によると河口部で大きな堆積はないほか、水位は計画高水位を上回らないことを確認し、今後も定期的なモニタリング等により、洪水時の流下状況や河床材料の粒度分布と量を含めた土砂移動の定量的把握に努める旨の説明が事務局よりありました。

基本高水についてです。基本高水のピーク流量の検証方法をわかりやすく説明すべきである。また、平成17年9月の出水を考えたとき、既定計画の基本高水のピーク流量を踏襲することは妥当なのかとの質問がありました。これについては、小瀬川の流量観測開始以前に発生した洪水も含め、総合的な検討及び平成17年9月洪水について最大規模と推定されるものの基本高水のピーク流量を超えていないことなどから、基本高水のピーク流量について既定計画と同じにする旨の説明が事務局よりありました。

4番目の小丸川水系です。資料1の各水系河川整備基本方針(案)の概要の4ページをごらんください。

流域及び河川の概要についてです。小丸川水系は宮崎県の中部に位置しており、流域面積は474平方キロメートル、幹川流路延長75キロメートル、想定氾濫区域内人口約1万5,000人の一級水系です。流域の大半を急峻に山地が占め、九州地方有数の急流河川です。上流部の急峻な山地は崩壊しやすい四万十層群で構成されており、土砂生産や供給が多い河川です。

災害の発生の防止又は軽減についてです。工事実施基本計画策定以降、既定計画の基本高水のピーク流量を超過する洪水が発生したため、既定計画を見直すこととし、全国バランス等を考慮しつつ、流域内の人口・資産等を踏まえ、計画規模を100分の1とし、流量データによる確率からの検討、雨量データによる確率からの検討、既往洪水による検討、100分の1確率規模モデル降雨波形による検討等により総合的に検討して、基本高水のピーク流量を基準地点高城で5,700トン/sと設定しています。洪水調節施設と河道への流量配分は、河道で4,700トン/s、洪水調節施設で1,000トン/sとしています。基本高水と計画高水流量の差分については、既設洪水調節施設の有効活用で対応することとしています。山腹崩壊、流木発生、ダム堆砂の進行、濁水の長期化、海岸汀線の後退など、土砂移動と密接にかかわる課題に対処するため、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高の経年的変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、関係機関と連携しつつ、土砂移動に関する調査研究や必要な対策を検討することとしています。

河川環境の整備と保全についてです。下流部では、塩性植物群落やチゴガ二等の生息・

生育・繁殖環境、コアマモやアカメ等が生息・生育・繁殖するワンド等の保全に努めることとしています。中流部では、瀬や淵、砂礫河原の保全に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持についてです。既存施設の有効活用を図るとともに、今後とも関係機関と連携して水利用の合理化を推進するなど、必要な流量の確保に努めることとし、高城地点における流水の正常な機能を維持するための必要な流量は、通年おおむね2トン/sとし、もって流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとしています。

審議報告です。資料2の小委員会報告の4ページをごらんください。

河道計画についてです。高城付近は川幅が狭く、洪水時の流速が速く、河川管理施設が被災しています。掘削は有力な方法だが、ほかにどのような方法が考えられるのか検討すべきとの意見がありました。これについては、「河道掘削のみの案」と「河道掘削に加え引堤を行う案」で、洪水時の流速分布を比較したところ、ともに高速流の発生が抑制されているため、河川整備基本方針では、社会的影響の少ない「河道掘削のみの案」で対応する旨の説明が事務局よりありました。

水質についてです。濁水対策は、濁水の発生と長期化を改善することが必要であるので、その内容を記述すべきとの意見がありました。これについては本文に記載することとし、資料4-4、対比表の右側9ページ、下から1行目から10ページの上から2行目、ここに「濁水の発生及びその長期化を改善するため、関係機関と連携し、調査を実施し必要な濁水対策を推進する」と記載しました。

以上のように議論を取りまとめて提案された4水系の河川整備基本方針の案を作成いたしました。よろしくお願いたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたら、ご発言をお願いいたします。まず最初に委員の方々からご意見をいただいた後で、各県知事の代理の方からご意見いただくことにしたいと思います。どの水系でも結構ですので、ご質問、ご意見いかがでしょうか。 委員、どうぞ。

【委員】 最近送られてきた文章を読んで気づいたことなんですけれども、湧別川の14ページ、流水の正常な機能の文章のところ、今まで見てきたほかの河川もそうなんです、湧別川における既得水利として書いてあるんだけれども、湧別川全体なのか。今までのものはみんな基準点の上流ではとか、下流ではとか書いてあって、その次のところで



流況の特性値の数値が出ていて、正常流量の確保に努めるとか、あるいは資するとか、そういうふうになっているものですので、湧別川全体なのか、開盛地点という、その上流なのか下流なのか、そこら辺、横並べの論理からしたら、何か記述を追記されたらどうかという印象なんです。

【分科会長】 今のお話は、ほかの川では表記されている、利水の基準点のようなものを表記がされていないというご指摘でしょうか。

【委員】 全体でのことなのか、基準点の上流でどう、下流でどうと、表記方法だけなのかもわかりませんが。

【分科会長】 事務局からいかがでしょうか。

【事務局】 多分、ほかのところは全部、何々地点上流、何々地点下流という形で書いておりますので、こちらも同じようにあわせて記述させていただきたいと思います。

【分科会長】 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、各県知事の代理の方からご発言いただきたいと思います。

最初に、委員の代理の方、よろしくをお願いします。

【委員】 でございます。本日は、湧別川と尻別川をご審議していただいておりますが、両河川について特に意見はございません。引き続き流域の特性を踏まえた基本方針の作成に向けてよろしくお願い申し上げます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

次に、委員の代理の方、よろしくをお願いします。

【委員】 ご審議いただいた小瀬川について、意見はございません。

【分科会長】 委員の代理の方、よろしくをお願いします。

【委員】 小瀬川水系のご審議いただきまして、大変ありがとうございます。審議いただいた内容については異議ございません。ただ、私どもとしては、弥栄ダムに工業用水の未利用水を抱えておりますので、今後その解決に向けていろいろ方策を検討してまいり所存でございますので、特に国土交通省には引き続きご指導いただきますようお願いいたします。

【分科会長】 何かそれについての記述はありますか。

【事務局】 特に個別のものについては、今回の基本方針にはついてございませんが、

会議の中では今後ともいろいろとご相談させていただきたいと思います。

【分科会長】 十分認識はしているということですね。ありがとうございました。

それでは、委員の代理の方、よろしくお願いします。

【委員】 でございます。本日は小丸川水系の河川整備基本方針につきましてご審議をいただきまして、大変感謝を申し上げます。今回、自然環境の保全などにも配慮して、治水、利水、環境の面につきましてバランスのとれた計画をまとめていただいたところであり、基本方針の本文については異存はございません。小丸川水系の今後の洪水、浸水被害の早期解消を図るためにも、本日のこの基本方針はもとより、河川整備計画につきましても早期に策定をしていただきたいと思いますと思っております。宮崎県としましても、国と協力しながら、小丸川水系の治水安全度の向上はもとより、ハード整備と一体となったソフト対策に取り組むなど、災害に強い地域づくりに努めてまいりますので、国におかれましても、小丸川が地域の住民にとり安全・安心な川となって、より親しむことができるよう早期の河川整備の推進をお願いいたします。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

委員の方ほかにございますでしょうか。委員、よろしくお願いします。

【委員】 2点ほどお尋ねしたいと思えます。

1つは尻別川でございますが、きょうの資料にもかなり記載されていますけれども、ここはかなりカヌーとかラフティングとか、特にオーストラリアの方が随分来られて、その他有名になっている場所ですけれども、主にその場所が国の管理の部分なのか、道の管理の部分なのか、そこら辺をお尋ねしたいことと、もう一つは、日本の全体の観光で今北海道に、特にニセコ、倶知安の一体はオーストラリアの方が、これは日本人が宣伝しなくて、むしろオーストラリアの方が魅力を感じて来られたということで、今の、特に観光振興を図る国交省の立場としても大変重要な川だと思うんですね。日本の河川の美しさとか、ということで。逆に、カヌーとかラフティングのルールとか安全面とかを含めて、国とか道とかはどういうふうにされているのか、そこら辺、非常にある意味では、今の国際観光の中でも大変重要な場所だと思いますので、そこら辺少し、答える範囲で伺いたいのと、あるいは逆にいうと、どこも関係していないんでしたら、国のほうとしてもこういう場所は大変重要なので、観光行政も国交省の中にありますから、少しいろいろ考えていただいてもいい場所なのかというふうに思いました。これが1点です。

もう1点は、小瀬川のほうでございますが、かつては長州と広島で争いがあったということのようで、きょうは両県から何もなく仲よくされているようでありますが、この中で1つ、読み方がちょっとあれかもしれませんが、木野の渡し場というんですが、吉田松陰が連れていかれる場所だったということですから、それを記念して何か整備をしてみるとか、そういうことがあるのかどうか。今回の記述だけを見ると何も読み取れませんので、そういう近代史の中の、明治維新の中の1つの記念すべき場所のことであれば、河川環境の中で少しそういうことも考える余地があるのかどうか、そこら辺少し、私は全く現地を知らないものですから、この2点ほどお尋ねしたいと思います。

【分科会長】 それでは、事務局からお願いいたします。

【事務局】 まずは尻別川の件でございますけれども、カヌーやラフティング、かなり盛んに利用されているわけでございますけれども、基本的には道が管理している部分、上流側が非常に主だということが言えると思います。ラフティングとかカヌーとか、あるいは釣りとか、そういう河川の利用者の方がかなり入ってこられて、先ほどご指摘もありましたように、オーストラリアのほうからも来ていただいているということもあって、最近、マナーの点についても結構地元のほうでは心配されておられるということがありまして、平成12年から水質保全とか景観保持とかというものを目的した尻別川の連絡協議会というのをおつくりになって、統一条例をつくられたということでございます。その中でいろいろ自治体の方とか、住民の方とか、事業者の方のそれぞれの責任とかというものを、河川環境の保全とか利用方法について定めて、努力義務としてそういうものを規定して、そういう良好な景観とか、あるいは水質みたいなものを保護していこうという取り組みをされておられるというふうに聞いてございます。それは本文にも統一条例のことについては記述をさせていただいております。

それから、小瀬川の歴史的な経緯につきまして、この本文の中にも歴史的経緯のことについてはずっと中のほうに、両藩の栄から話がずっと記述させていただいております。そういう歴史的な経緯をもとに、いろいろこれまでの水利用のこともこの中に記述して、歴史的な遺産なものをここに残していきたいなというふうに、基本方針をつくる場としては、そのあたりを考慮してつくっているということでございます。

【委員】 具体的に河川公園的な整備をするとか、そういうのはあるんですか。特段はない？

【事務局】 それを考慮して今の整備がされていると思っておりますが、昔のことを考慮

してこれからということになると、今のところは特に聞いてはございません。

【委員】 わかりました。

尻別のほうなんですけれども、今、フィンドレさんなんかもたしか国の審議会のようなところにもお呼びになっているようなこともあるようですし、こういう方々がある面、日本のこういう自然環境とか非常に理解して発信していくというのは大変重要だと思うんですね。以前、C.W.ニコルさんがたしか、どこかの場面で、10年以上前だと思うんですけども、忘れてしまいましたが、自分のお住まいの長野かどこかの川の河川の整備について、やり方についてかなり不満を持たれて、文書で書かれていたような記憶がありません。せっかく日本のこういう自然とか文化について関心をお持ちで、ある程度移住に近いような国際的な行き来されているような方については、ぜひ国としても味方につけるような形で、むしろ褒められるように頑張っていただけないかと。その辺、河川行政の本来業務から少し離れるかもしれませんが、川という舞台ですので、ぜひそこら辺は、国としてもいい意味で連携ととらえて、今の国策の中で大変重要な、日本の自然環境の中でこういう川があるという、また、その河川環境をどうするかという問題だと思いますので、そこら辺をよく、単に本来業務の治水、利水の枠からやや出て、少し文化的な観点とか、そういうことも含めて、何かでき得るのかというのは少し考えていただいてもいいのかなと、そんなふうに思いました。

【事務局】 これから河川整備計画なんかをつくっていくときにも、多方面の方々からいろいろなご意見を伺って、幅広い意見の中から事業を進めて、河川管理を進めていきたいと思っていますので、その中でいろいろやらせていただきたいと思います。

【分科会長】 委員のご意見は重要で、地元ではそういった要望も出るだろうし、考慮されるべきだと私も思います。これについて何か臨時委員の方から、コメントがありましたらお願いいたします。

【委員】 今、ご説明あったように、連絡協議会もつくっておりますし、観光ということでは、非常にラフティング、カヌーが尻別川、道の区間で今盛んになってございます。今後の整備計画の中でも、この議論は、河川管理という面でも出てくるのかなというふうに思っております。

【分科会長】 小瀬川についてはいかがでしょうか。

【委員】 先ほど吉田松陰先生のお話が出ましたので、吉田松陰は山口県だと思うんですが、実はこの地区というのは広島県側の呼び名で、山口県では小瀬と言っています。こ

こでも幕末当時に戦争といいますか、幕府側と長州側との戦いはあったところですが、ただ、それを利用して観光に結びつけるというような動きはございません。そういう観点がなかったものですから、今後検討させていただきたいと思います。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ほかに何かありますか。どうぞ。

【委員】 幾つか見させていただいた中でちょっと気になるところが、今ほど 委員もお話されたことなんですけれども、河川と森というのは切り離すことができなくて、この前、天竜川の視察に行かさせていただいたときもお話を伺ったときは、金原明善さんという方が、天竜川の暴れるのをとめるためには森をつくらなければいけないということで、一番水源の近くの森をきちっと整えたと。だから、河川を今の技術できちっとできるということはたしかだと思えるんですけれども、地元に住まれる方々については、すごい長いものだけに、その一部分だけじゃないですから、もとのところをきちっとした森づくりとか、そういうこともセットでして差し上げられることによって、もっと地元の方々にきちっと評価していただき、そしてなおかつ、自分の川を大切にしていこうというものは、自分の目の前のところだけではなくて、その源流からということの意識になっていただけのではないかと思うんです。もしそういう人物が地域地域にいらっしゃるようでしたらば、歴史的な背景の中でもそういう方々の今までのいろいろな、もしかしたら忘れられている教えとか、そういうものも地元にとって、私たち東京にいれば、ただ1つの川かもしれませんけれども、地元の方にとってみれば、歴史と身近なところに川があるということを知ることによっても理解をもっと示していただけるかと思うんです。

それと、ダムとかの話の中で、小丸川ですか、アメリカは今大きな問題を抱え始めているのは、ニュースでもごらんになっていると思うんですけれども、1950年代の初めのころにつくられてきたダムとか、特にインフラ整備も含めて、河川工事もそうなんですけれども、結局、高齢化しているというか、そのものを自体が弱くなってきている中で、せっかく今までやってきたいろいろな事業もちゃんと耐えられるものなのかということも含めて、指定されていないところも、その川に関連しているところをきちっと見ていかないと、またあとでどこかが壊れたとか、せっかくやった工事が逆に弱っているところによって打撃を受けたりするということもあるかもしれませんので、一体として考えていただけるといいんじゃないかなという感じがいたします。

【分科会長】 ありがとうございました。

コメントということでお伺いしてよろしいですか。どうもありがとうございました。どうぞ、委員。

【委員】 ちょっと質問させていただきたいんですけども、この資料の1のほうですけども、昭和33年に建設大臣裁定で実施、使用水量配分が決定した歴史を持っているというお話なんですけど、広島県と山口県の間水利権をめぐる対立が具体的にどういう対立だったのかということと、どういう観点で裁定がなされて、これは昭和33年ということとは、旧河川法の時代ということだと思いますが、その後、決まった配分というのは全く見直されないで今日まできているのか、あるいは必要性があるのかどうかという点について教えていただきたいと思うんですが。

【事務局】 ちょっと調べまして、あとから詳細にお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

【分科会長】 調べていただいている間に、何かほかにいかがでしょうか。

【委員】 感想みたいなものですが、この尻別川は、ほんとうにいい環境で、一般の人でも利用し、観光資源にもなっている。氾濫区域に住んでいる人が6,400人というのは非常に少ないと思います。もちろん氾濫時には、命の危険とかがあるので対策を打たないといけないと思うんですけども、例えば氾濫を抑えるために堤防をどこか強くすると、どこかが弱くなることがある。自然堤防のほうが良いこともあるようです。尻別川のような場合は、あまり手を入れない方が良いでしょう。極端な言い方ですけども、あまり手を入れないというのも基本方針になるんじゃないかなと思います。それよりも、一般の人がカヌーとかで利用すると、ビニール袋などを放置して、動物が随分痛んだり、自然も汚染することが多い。こういうところは自然環境を守るための条例とか規制をもの強くするというふうな基本方針もあるんじゃないかなと思います。ちょっと見ていて思ったんです。この間、立て続けに南フランスと南ポルトガルへ行ったんですけども、自然を守るための規制というのが極めて厳しいですね。だから、そういうふうな観点での基本方針というものもあっていいんじゃないかなと思いました。

【分科会長】 事務局からいかがでしょうか。

【事務局】 まず最初、小瀬川のほうから話をさせていただきまして、基本的に戦国時代からこれは広島側と山口側、長州と備前のほうで戦いがあって、1800年ごろに一たん和談が成立したんですけども、その後、河口部はかなり農業開発のためにいいところなので開発が進んだんですが、昭和30年ごろに工場誘致があつた辺り、水もあるしと

ということで、取水希望者が多くなって、広島県さんと山口県さんの意見が結構対立したという経緯があります。それを受けて、昭和33年に建設大臣のほうで仲裁裁定に立ちまして、使用水量を広島県で1.656トン、山口県で1.375トンというふうに決定して、それで一応決着を見ていると。その後、弥栄ダムが平成3年にできたと思いますけれども、そういうことによっていろいろな取水の安定性みたいなものを図ってきておりまして、近年では結構取水制限の回数も少なくなっていまして、平成6年の最近は1回のみという、そういう状況に今なっているということでございます。

【分科会長】 委員、いかがでしょうか。

【委員】 19世紀から一気に話が飛んだなと思いました。

【分科会長】 詳しいいきさつなどを、少し調べていただいて報告いただければと思いますが。

【事務局】 調べてまた報告させていただきます。

【委員】 おもしろいですよね。1800年とかということは、戦国時代からあったというのは、農業用水ということなのかな。

【事務局】 水の奪い合いみたいのがありまして、どこが国の境かというのも、小瀬川をもって境とするとなっていてるんですが、それも上流川は国境になっていないとかいろいろありまして、領土争いと水争いがあったというふうに聞いております。

【委員】 一旦裁定をして、その後は水開発みたいなことで対応してきて、裁定そのものをいじる必要はなかったというんですか。

【事務局】 裁定をしたのは昭和33年で、江戸時代で設立した後はうまくいっていたんですけども、昭和30年代に高度成長といいますか、工業地帯があそこに誘致されることになったものですから、その問題がまた再発したと思っていただければといいます、水争いがですね。

【委員】 その後は……。

【事務局】 33年に裁定して、その後、弥栄ダム等をつくりまして水の安定みたいなものもできたので、その後、水については結構安定した状況が続いているということです。

【委員】 全国の河川で、一旦裁定した後、それを変更したという事例というのはあるんですか。

【事務局】 裁定したというよりも、江戸幕府が裁定した話ですから、それが昭和30年代になって、要するに近年としては裁定したのは1回だけで、そのままうまくいって

と思っていただければいいと思います。ただ、昔の戦国時代からのいろいろな裁定は—たんそこでというふうに聞いておりますけれども。近年は結構やっていたというふうに聞いております。

【委員】 多少、私も素人ですからあいまいなところがあるわけですがけれども、この基本方針の概要を見ていただきましたら、小瀬川で、両国橋付近で1,000トン/sという水の流れる量が決まっているんですね。ですから、堤防後は1,000トン/sに見合うものが、大体その程度のものができていますけれども、雨が降れば3,400トン/sという水が昔は流れていたんだと思うんですね。それが国土交通省さんのご努力でダムが2つできて1,000トン/sに制御されてきているわけですがけれども、かつては3,400トン/sが1,000トン/sしか流れないところに流れていたものですから、兩岸にある大竹市と和木町という、山口県側、岩国、和木町なんですけれども、堤防の高さを変えることによって、片方が堤防つくれば片方があふれるという、水利用と水害との両方でいろいろ問題があったんだと思います。そういうことが水争いということだったんだらうと思っています。

【分科会長】 これはきちんと調べて、次の機会にぜひよろしく願いいたします。

【事務局】 わかりました。

それから、尻別川のことでございます。当然、ご指摘のとおり、環境は非常にいいところでございますし、私も現場に行きましたけれども、いいところだと思いますが、片や環境を守るという立場と、水害によっていろいろな被害が起きるとい、どちらをどれだけ比重を持っていても、両方の観点から見てどういう河川改修をするのか、河川事業をしていくのかという、そういう問題だと思います。基本的に、これまでのいろいろな地方で話をしました工事实施基本計画、考え方を今回の場合はそのまま基本方針の考え方をさせておりますけれども、今後、この事業の進め方については、おっしゃるとおり、いろいろな方々の意見もございますので、整備計画なんかをつくる時には、環境の面にも十分注意をさせていただきまして、事業の進め方とか、それから進捗度合いとか、そういうあたりも少し考慮させていただきながら事業をしていきたいというふうに考えてございます。

【分科会長】 委員長、何かありますか。

【委員】 私、ここの倶知安町出身なんです。だから、この川は私にとっては郷里なんですよ。小学校もずっとこの辺で育ちました。今おっしゃられたとおりなので、治水事業を主にしなきゃならないところは、下流の人がたくさん住んでいるところで、それより



上の道が管理しているところは、そんな下流のようなことをやるような場所ではないと。やり方も、堤防をつくったり何とかというだけではなくて、いろいろなやり方を考えていくという方向でこの基本方針は考えられているというふうに解釈していただいたほうがいいと思います。赤い氾濫区域のところは、やはり守るべきところは守らなければならないというぐらいのやり方をここでは議論されました。

【分科会長】 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ご発言も尽きたようですので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思えます。ただいまご審議いただきました湧別川水系、尻別川水系、小瀬川水系及び小丸川水系に係る河川整備基本方針の策定につきましては、当分科会として適当と認めることといたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

各委員からいただきましたご意見等は、いずれも貴重なものでございますので、今後、事務局におきましても、これを十分に検討して、施策の上に取り入れていただきたいと思えます。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができることとされていますので、本件につきましては、会長のご承認を得て、審議会の議決といたしたいと思えます。

それでは、最後に、本会の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて国土交通大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

第32回社会資本整備審議会河川分科会の議題は以上でございます。

【事務局】 ありがとうございます。

申し遅れましたが、本会の委員の出席状況は、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

引き続き、14時5分をめぐりに第33回社会資本整備審議会河川分科会を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第32回は社会資本整備審議会河川分科会これにて閉会させていただきます。

了